

令和8年度 「木造公共建築物等の整備」及び「木造非住宅建築物等の整備」 の公募について (令和8年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金)

この公募は、林野庁の「林業・木材産業循環成長対策交付金事業」における「木造公共建築物等の整備」及び「木造非住宅建築物等の整備」について、林野庁へ要望する案件を募集するものです。

「木造公共建築物等の整備」、「木造非住宅建築物等の整備」を行うことにより、県産木材をPRすることで需要拡大を図り、適切な森林の経営・管理、林業及び木材産業の活性化や地域雇用の拡大を目的としています。

1 公募対象

県内における地域材を使用した「公共建築物」、「非住宅建築物」等の木造化・内装木質化

※対象とする「公共建築物」とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成22年政令第203号）第1条に掲げる建築物をいう

◎脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる建築物

- 1 学校
- 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 3 病院又は診療所
- 4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 6 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 7 高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

※対象とする「非住宅建築物」とは、次に掲げる建築物をいう

◎非住宅建築物の対象施設例

- 1 農産物などの食料品の販売等を営む店舗
- 2 地域の金融機関
- 3 農林水産物の生産、集荷等に供する施設
- 4 資材の貯蔵等に供する施設、倉庫
- 5 事務所 など

※なお、場合によっては対象外となる施設があるので、詳細は公募要領を確認下さい。

- 事業実施には、林野庁の「林業・木材産業循環成長対策交付金事業」の採択が必要。
- 内装または外装において木材が現しで利用され、木材利用促進に寄与するPR効果が期待できる建築物とする。
- 事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年度末までとする。
- 採択された建築物に使用する地域材は、「県産木材（しまねの木認証材）」、かつ、「合法木材」とする。
- 採択後、事業実施にあたっては、当該事業に係る例規等に従うこと。

2 公募対象者

県内に住所あるいは事業所を有する者（法人）

3 支援内容

補助金名：島根県林業・木材産業循環成長対策交付金

補助率：【木造化】補助対象経費の15%以内を予算の範囲内で補助（一部例外あり）

【内装木質化】補助対象経費の3.75%以内を予算の範囲内で補助

ただし、木質内装部分に係る事業費の1/2以内

4 募集期間

令和7年11月10日（月）～令和7年11月21日（金）（必着）※採否の連絡は3月下旬の予定。

5 提出先及び問い合わせ先

建築場所を所轄する支庁・農林水産振興センター

（詳細は、公募要領、島根県林業課のホームページをご覧ください。）

6 公募要領等

公募要領、応募書類（様式）は、島根県林業課のホームページ「県産木材の利用促進」に掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/mokuzou_koubo_R08.html

7 その他

- ・ 本公募は令和8年度予算成立を前提とした次年度要望案件の候補募集であり、予算が未成立のため、事業の実施や補助金の交付は確定していません。
- ・ 予算審議の結果、事業の廃止や、採択要件・補助率等が変更となる可能性があります。